

死者に関する情報に係る開示請求の取扱いについて

〔平成12年2月16日付け北海道知事あて
北海道個人情報保護審査会答申第8号〕

平成12年2月1日付け文書第2338号で諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。

北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第14条第1項に基づき、請求者が死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示請求をすることができる場合及びこれを確認するために必要な書類については、次のとおりとすることが適当である。

死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示請求をすることができる場合

- 1 請求者の自己に関する個人情報でもありと考えられる場合
 - (1) 死者である被相続人から相続した財産（不法行為による損害賠償請求権等を含む。以下同じ。）に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合
 - (2) 近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報であって、当該権利義務を取得した者が当該情報を開示請求する場合
- 2 社会通念上、請求者自身の個人情報と同視することができる場合
死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報であって、これらの者の生前における法定代理人が当該情報を開示請求する場合

により開示請求をすることができる場合の確認のために必要な書類

- 1 1の(1)の場合
 - (1) 死者の相続した財産が請求者に帰属していることを確認できる次のいずれかの書類
 - ア 不動産登記書、契約書など当該財産が請求者に帰属することを証明する書類
 - イ 遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）
 - ウ 遺産分割協議書
 - エ その他請求者が当該財産を相続したことを証明する書類
 - (2) 請求者が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類
 - ア 請求者が相続人であることが分かる戸籍謄本
 - イ その他の請求者が相続人であることを証明する書類
- 2 1の(2)の場合
 - (1) 請求者が死者の死に起因して相続以外の原因により権利義務を取得したことを確認できる次のいずれかの書類
 - ア 遺贈により請求者が取得した権利義務であることを証明する遺言書
 - イ その他請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類
 - (2) 請求内容が当該権利義務に係るものであることを確認できる書類
請求内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類
- 3 2の場合
次のいずれかの書類
 - (1) 戸籍謄本
 - (2) その他死亡した未成年者又は成年被後見人の法定代理人であったことを証明する書類